

筑紫野市美しが丘南自治会会則

第一章 総 則

【名称】

第1条 本会は、美しが丘南自治会（以下「本会」という。）と称する。

【目的】

第2条 本会は、明るく住みよいコミュニティを作ることを目的として、次の活動を行う。

- 1 防犯、防災に関する活動
防災活動については、自主防災会規約に別途定める。
- 2 交通問題に関する活動
- 3 環境衛生に関する活動
- 4 共用施設の管理に関する活動
- 5 文化、スポーツ、レクリエーションに関する活動
- 6 青少年の教育に関する活動
- 7 市政への協力及び行政への連絡協議に関する活動
- 8 その他、本会の目的を達するに必要な活動

【地域】

第3条 本会の対象地域は美しが丘南区域内とする。
（美しが丘南一丁目～七丁目）

【事務所】

第4条 本会の事務所を、美しが丘南公民館に設置する。
（本会の所在地：筑紫野市美しが丘南3-501-64）

【運営の原則】

第5条 本会の運営は、個人の生活を尊重し、会員の自主的意思により民主的に行い公開を原則とする。なお、公民館運営については、公民館規則及び公民館利用管理規定に別途定める。

第二章 会 員

【会員】

第6条 本会は、第3条【地域】に定める地域内の居住世帯（以下「会員」とする。）で構成する。会員は、一世帯を一会員とする。なお、会員が他地域へ転出した場合は、届出の有無にかかわらず自然退会とする。

【権利、義務】

第7条 本会の会員は、本会会則により平等に全ての権利と義務を有する。
なお、第34条【本会費】に定める本会費を納入しなければ、その権利は有しないものとする。

【賛助会員】

第8条 美しが丘南区内で事業を営むものは、賛助会員となり協力金を納入しなければならない。但し、本会費と重なる場合は協力金を免除する。
協力金は別途「細則1」に定める。

【慶弔見舞金】

第9条 会員の中に慶弔・見舞に関する事態が発生した場合は、「細則2」に従い慶弔・見舞の意を表すものとする。

第三章 組 織

【組織】

第10条 本会の地域を各丁目毎に区分し各々を町内会と称し、各町内会をさらに適宜な世帯数の組に区分する。

【町内会及び組世帯数】

第11条 各町内会に町内会長をおく。各組は原則として20世帯未満とするが、区画状況等組の実情に適應した世帯数とする。

【組長及び組長の職務】

第12条 各組に組長をおく。組長は組の構成世帯の中から1名を選出する。

組長の任期は1年とし、その再任は妨げない。組長の職務は次の通りとする。

- 1 本会の会費徴収及び納入
- 2 各種回覧、配布文書の処理
- 3 削除
- 4 必要な場合は、組会を開催し組内会員の意見聴取及びとりまとめを行う。
- 5 その他、各町内会長及び各運営委員長を補佐し、本会運営に必要な職務を遂行する。

【委員会等の設置】

第13条 運営委員会を次の通り設置する。

- 1 本会の活動を円滑に遂行するために、環境整備・防火防犯・夏祭り・市民体育祭・敬老会・文化祭・福祉の運営委員会を常設する。その他、必要に応じ運営委員会等を設置することができる。
- 2 削除
- 3 ゆうゆう会及び子ども会を自治会の助成団体とする。

第四章 役 員

【役員及び監査】

第14条 本会には次の役員及び監査を設ける。

会長	1名
公民館長	1名
副会長	1名
町内会長	9名
書記	1名
会計	1名
運営委員長	7名
監査	2名

【役員の職務】

第15条 役員の職務を次の通り定める。

- 1 会長は本会を代表して本会を統括する。会長は役員会の推薦を受けて区長の職務を兼務することができる。区長は市長の委嘱を受けて職務を遂行するものとする。
- 2 公民館長は、別に定める「美しが丘南公民館規則」に基づき、公民館の運営を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が職務遂行できない場合に、会長の命を受けてその職務を代行する。

- 4 町内会長は、各町内会の意見を役員会に反映させる。
- 5 書記は記録業務を担当する。
- 6 会計は会計業務を担当する。
- 7 各運営委員長は本会の業務を分担し、その運営にあたり、必要に応じて委員会の中から副委員長を指名することができる。
- 8 前号により、副委員長を指名した場合には、役員会の承認を得るものとする。
- 9 自治会役員は、公民館長を兼任することができる。
- 10 町内会長は、運営委員長を兼任することができる。

【監査の職務】

第16条 監査は業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

【事務職】

第17条 本会は事務の迅速かつ正確を期するため、事務職をおくことができる。

- 1 事務職の職務は、会長及び役員の指示する自治会一般事務を処理する。
なお、サービスについては「細則6」に定める。
- 2 事務職の任期は2年とする。但し、再任は妨げないが5年を限度とする。
- 3 事務職の採用はサービス内容を明確にして公募し役員会にて決定する。

【役員及び監査の選任】

第18条 役員及び監査は役員選考委員会の推薦とし、総会において承認する。

【役員選考委員会】

第19条 役員選考委員会は当年度役員会で組織する。当年度組長は役員選考委員会に役員候補を推薦することができる。

【役員及び監査の任期】

第20条 役員及び監査の任期を次の通り定める。

- 1 会長、公民館長、副会長、書記、会計の任期は2年とし、その他の役員及び監査の任期は1年とする。
会長、公民館長、副会長、書記、その他の役員及び監査の再任は妨げないが、会計は一期とし監査は2年を限度とする。
- 2 任期の期限は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。
- 3 役員欠員が生じた場合は、速やかに役員を補充しなければならない。補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員の任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでの期間は、その職務を遂行しなければならない。

【役員等の手当】

第21条 役員などの手当を次の通り定める。

- 1 役員、組長、監査及び委員会委員の手当は別途「細則3」に定める。
- 2 事務職の手当は別途「細則4」に定める。

第五章 会 議

【会議の種類】

第22条 本会に次の会議を設ける。

- 1 定期総会
- 2 役員会
- 3 運営委員会
- 4 組長会
- 5 町内会長会
- 6 組会

【定期総会】

第23条 定期総会について次の通り定める。

1 定期総会は毎年1回年度始めに速やかに開催し、次の事項を議決する。

- (1) 前年度活動報告と当年度活動方針
- (2) 前年度決算及び当年度予算
- (3) 会計監査報告
- (4) 会則の改廃
- (5) 新役員及び新監査の承認
- (6) その他の重要事項

2 定期総会の議長は、その定期総会において出席の自治会員の中から選出する。

3 定期総会の書記は、議長が任命する。

【臨時総会】

第24条 臨時総会の開催について次の通り定める。

- 1 会長が必要と認めたとき
- 2 役員が議決があったとき
- 3 3分の1以上の会員の請求があったとき

【定期総会の成立】

第25条 定期総会は自治会員過半数の出席により成立する。定期総会に出席できない自治会員は、出席する自治会員に議決権の行使を委任することができる。

定期総会は、これをもって自治会員が出席したものとみなす。

【定期総会の議決方法】

第26条 定期総会の議決は、出席した自治会員の過半数で決し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

【役員会】

第27条 役員会については次の通り定める。

- 1 役員会は役員をもって構成し、必要に応じて会長又は3名以上の役員要望により召集する。
- 2 総会にて付議された事項及び緊急を要する事項等処理するとともに、本会の運営に必要な業務を執行する。

【役員会の議決方法】

第28条 役員会は出席した役員過半数により成立するものとし、出席した役員過半数をもって議事を議決する。賛否同数の場合は会長がこれを決する。

【議事録の作成】

第29条 会議の議事録作成について次の通り定める。

- 1 定期総会の議事録を作成するものとし議事の経過及びその結果を記載し、会長及び総会議長並びに総会書記が署名捺印するものとする。
- 2 役員会は議事録を、その他の会議は報告書を作成し、議事の経過及びその結果を記載する。なお、役員会議事録は会長が署名捺印するものとする。
- 3 議事録及び報告書は書記が保管し、関係者の請求があったときは閲覧させることができる。

【組長会、町内組長会及び組会】

第30条 組長会、町内組長会及び組会について次の通り定める。

- 1 組長会は会長が必要と認めた時開催し、本会の運営に必要な事項の協議を行うものとする。
- 2 町内組長会は、町内会長が必要と認めたときに、町内の組長を招集し、本会の方針を伝え、本会の運営に必要な事項の協議を行うものとする。
- 3 組会は組長が必要と認めた時に組内の会員を招集し、本会の方針を伝え、本会の運営に必要な事項の協議を行うものとする。

第六章 会 計

【会計管理と会計年度】

第31条 会計管理は一般会計と特別会計とする。特別会計は公民館施設費と一般会計からの積立金とし、その用途は公民館建設と改修及び災害等の費用とする。
会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【会計報告】

第32条 会計報告について次の通り定める。

- 1 役員会は前会計年度の経理に関する資料（総勘定元帳等）により収支決算書を作成し、これを総会に報告する。
- 2 運営委員会の収支決算については、各委員会に作成し、委員長が役員会の承認を得て、これを総会に報告する。
- 3 会計報告書は公開を原則とする。

【経費】

第33条 本会の経費は本会費及びその他の収入をもってこれを充当する。

【本会費】

第34条 本会費について次の通り定める。

- 1 月額700円とし、6月に1年分を一括徴収する。
- 2 アパート、賃貸マンション、寮等の賃貸集合住宅の入居人が所有者（家主）と賃貸契約を結ぶ時は、契約書に本会則の主意を明記し、本会費を遅滞なく納入するように促す。
- 3 本会入退会の場合、入会月および退会月は本会費を免除するものとする。
- 4 必要に応じて総会の議決を得れば、臨時会費を徴収することができる。

【公民館施設費】

第35条 公民館施設費について次の通り定める。

- 1 賃貸住宅入居者を除く新会員は、入居に際し公民館施設費の一部負担金として20,000円を本会に負担しなければならない。
- 2 賃貸集合住宅（アパート、賃貸マンション、寮等）については、一世帯あたり前項の半額を所有者（家主）が全額負担するものとし、建築確認申請時に一括納入しなければならない。

【地元協力金】

第36条 削除

【会議費・研修費】

第37条 会員が会務のために活動した場合、会議・研修会等の参加費及び交通費等の経費を支出する。

附 則

- 1 本会則は、定期総会承認後令和6年4月1日に遡って施行する。
 - (1) 本会則は平成7年4月1日一部改訂
第三章第13条
 - (2) 本会則は平成8年4月1日一部改訂
第三章第13条、第四章第14条及び細則3
 - (3) 本会則は平成9年4月1日一部改訂
第四章第20条
 - (4) 本会則は平成10年8月9日一部改訂
第一章第5条、第四章第14条、第17条、第20条、第21条、
第五章第23条、第25条、第26条、第27条、
第六章第32条、第33条及び細則1、細則3、細則4、細則6
 - (5) 本会則は平成11年5月23日一部改訂
第一章第13条、第五章第22条、第29条、第30条、
第六章第33条、第37条
 - (6) 本会則は平成13年5月13日一部改訂
第二章第9条、第四章第15条及び細則2、細則3
 - (7) 本会則は平成14年5月12日一部改訂
第四章第15条、第六章第34条及び附則2、細則3
 - (8) 本会則は平成15年4月29日一部改訂
第一章第5条、第三章第12条、第四章第19条、第五章第25条、
第29条及び細則3、細則4、細則6
 - (9) 本会則は平成16年4月29日一部改訂
第六章第34条
 - (10) 本会則は平成17年4月29日一部改訂
第四章第14条、第15条、第20条、第27条
 - (11) 本会則は平成18年4月29日一部改訂
第二章第9条及び細則2
 - (12) 本会則は平成19年4月29日一部改訂
細則3の7
 - (13) 本会則は平成20年4月29日一部改訂
細則4の2・6の2(1)
 - (14) 本会則は平成23年4月29日一部改訂
第一章第4条、第四章第14条及び細則4
 - (15) 本会則は平成24年4月22日一部改訂
第三章第11条、第13条
 - (16) 本会則は平成25年4月21日一部改訂
細則4、細則6
 - (17) 本会則は平成26年4月26日一部改訂
第二章第9条、第六章第31条及び細則2、細則3
 - (18) 本会則は平成28年4月23日一部改訂
第六章第34条
 - (19) 本会則は平成29年4月22日一部改訂
第四章第21条、第六章第37条及び細則1、細則3、細則7(追加)
 - (20) 本会則は平成30年4月21日一部改訂
第一章第2条
 - (21) 本会則は平成31年4月20日一部改訂

- 第四章第14条、第15条、第六章34条
- (22) 本会則は令和4年5月14日一部改訂
細則4
- (23) 本会則は令和5年5月13日一部改訂
第三章第12条、第13条及び細則4
- (24) 本会則は令和6年4月27日一部改訂
第一章第4条、第六章第31条、第34条、第35条、
第36条（削除）、第37条及び細則1、細則3、細則5（削除）、
細則7（削除）
- 2 本会則に定めるものの他、必要に応じて細則を定めることができる。

細 則

- 細則1 賛助会員の協力金
賛助会員の協力金は年額8,400円以上とし、協力金は毎年年度始めに一括徴収する。
- 細則2 慶弔見舞金
慶弔見舞金について次の通り定める。
- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 死亡（世帯主） | 10,000円 |
| 2 | 死亡（その他） | 5,000円 |
| 3 | 火災見舞金 | 10,000円 |
| 4 | お祝い金 | 5,000円 |
| 5 | 出産祝い金 | 5,000円 |
- なお、お祝い金については、人命救助等の表彰及び叙勲褒章を受章した者とする。
- 細則3 役員等の手当
役員等の手当について次の通り定める。
- | | | |
|---|------|-----------------------------|
| 1 | 会長 | 140,000円/年 |
| 2 | 副会長 | 110,000円/年 |
| 3 | 書記 | 90,000円/年 |
| 4 | 会計 | 90,000円/年 |
| 5 | 町内会長 | 42,000円/年 |
| 6 | 監査 | 5,000円/1日あたり |
| 7 | 組長 | 世帯数 ^(注) × 700円/年 |
- （市の助成金含む）
注：世帯数は10月時点
- | | | |
|----|---------|-----------|
| 8 | 委員会委員長 | 42,000円/年 |
| 9 | 委員会副委員長 | 18,000円/年 |
| 10 | 委員会委員 | 6,000円/年 |
- なお、業務の内容及び状況によってはこの限りではない。
- 11 公民館長、公民館主事の手当については、別途公民館規則に定めるものとする。
- 細則4 事務職の手当
1 事務職の手当てについて次の通り定める。
事務職 20日/×5.0時間/日×A円 円/月
（A=直近の福岡県の最低賃金）
※令和6年度はA=940円で94,000円/月

2 細則6に定める「会計事務職」の手当について次の通り定める。

会計事務職 20日/月×2.5時間/日×A円 円/月

(A=直近の福岡県の最低賃金)

※令和6年度はA=940円で47,000円/月

細則5 地元協力金
削除

細則6 事務職の服務

事務職の服務について次の通り定める。

1 業務内容

- (1) 公民館来客、電話、通信の受付及びその記録
- (2) 役員から依頼された簡易な事務処理
- (3) 会計から依頼された簡易な会計処理
- (4) 市、自治会の配布物の分配処理
- (5) 自治会だより等のワープロによる清書
- (6) トイレ等の清掃(簡易なもの)

なお、上記(1)から(6)の業務を行うとともに、会計から依頼された銀行等の外出業務を行う事務職を「会計事務職」とする。

2 勤務時間

- (1) 平日勤務を原則とする。

9:30~12:00

13:30~16:00

但し、イベント等で上記以外の勤務をすることがある。

なお、「会計事務職」の勤務時間は、9:30~12:00を原則とする。

- (2) 休日は、土曜日・日曜日・祝日・盆の4日間・年末年始の7日間とし、12日間の年休を付与する。

なお、「会計事務職」の年休は6日間とする。

但し、イベント等で休日に勤務する場合は代休を付与する。

細則7 会議費・通信交通費
削除